

遊佐町立遊佐中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

(1) 取組の目的

いじめで苦しむ子どもを無くすために、可能な限り幅広くいじめを把握し、その把握したいじめの解決に向けて、子どもたち同士の解決でいいか、または、大人がどこまで関わればいいかをなどについて組織的に対応するため。だから、いじめの定義が被害者の立場となっていることを認識する。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗られたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷やいやなことをされる。
- ⑨ 注意のつもりであっても、たたく、蹴る、ひどい言い方を繰り返す。 等

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対策委員会

- ① いじめ対策委員会は、校長が主宰する。
- ② いじめ対策委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員等とする。また、SC、SSW等の外部関係者を必要に応じて加えることができる。

(2) いじめ対策委員会の取組

- ① いじめの未然防止教育の推進
- ② いじめへの組織的な対応（外部機関と連携が必要な場合）
- ③ 重大事態時の対応
- ④ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(3) 主任会

- ① 主任会は校長が主催する。
- ② 主任会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事とする。

(4) 主任会の取組

- ① いじめの早期発見・早期対応に向けた情報交換並びに協議
- ② いじめへの組織的な対応（校内組織だけで対応する場合）

3 いじめの未然防止

(1) 全教職員に共通した取組

生徒指導上の4つの視点を大切にして、全教育活動を進める。※発達支持的生徒指導に力を入れる。 ☆自己存在感の感受 ☆共感的人間関係の育成
☆自己決定の場の提供 ☆安全・安心な風土の醸成

(2) いじめ対策組織としての取組

- ① 校内研修の実施
年度当初、生徒理解研修を行う。また、全職員対象としてQ-U研修等の生徒指導研修を実施。
- ② 教育相談体制の整備
定期的な教育相談を実施。
- ③ 希死念慮についての対応
SOSの出し方教育などの自殺予防教育等について計画する。
希死念慮のある生徒については、早急に医療機関につなげる。
- ④ PDCAサイクルの構築
いじめ防止に向けた取組について、2月にいじめ対策委員会を開催し、成果や課題を踏まえ、次年度の取組に活かす。※いじめ防止対策組織の会議内容は、記録し保存することとする。（保存期間は5年間）

(3) いじめ予防委員会「いるか」の活動

- ① 生徒の主体的ないじめ防止の組織である、いじめ予防委員会「いるか」の活動を支援する。
- ② 広報委員会との連携
毎週水曜日の昼の放送「いじめバイバイステーション」を広報委員会と連携して実施する。

4 いじめの早期発見

(1) 早期発見の具体的な対応

- ① 年2回の教育相談時のアンケート（5月と9月）、県教委のいじめ調査アンケートの他に、3学期も学校独自のいじめアンケートを実施する。
- ② 学級会等の話し合いの中で、学級の中で困っている生徒について話題に出るような活動をしていく。
- ③ 必要に応じて、各学年会や主任会を実施し、全体の状況確認等の情報交換や対応策について検討する。
- ④ 日常の観察による声かけやスケジュール帳等を活用して、細やかな目配りをし、個別の状況把握に努める。
- ⑤ 休み時間や放課後の雑談のなか等で生徒の様子に目を配る。
- ⑥ 必要に応じて個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 教育相談室の利用、電話相談窓口について広く周知に努める。
- ② スクールカウンセラーによる個別の面談を充実する。
- ③ 各種関係機関との連携を強化する。（遊佐町教育委員会、県教育センター等）

(3) 家庭・地域との連携

P T Aを対象にした、いじめ問題を含む生徒指導に関して話し合う場や研修する機会を設定し、生徒の小さな変容や事象の変化に気付いたらすぐに学校に連絡するように依頼する。その後、学校と家庭が緊密に連携・協力しながら対応にあたる。

4 いじめに対する措置

報告

発見したり、相談を受けた職員等



該当学年主任→生徒指導主事・教頭→校長

※軽微な事案については、指導後の報告でもよい。

校内共有フォルダで全職員で情報共有する。

保護者 連絡

- ・内容によって、各学年会・主任会・校内いじめ対策委員会で情報共有
- ・聞き取りについて確認する。
- ・被害生徒の保護者へ、いじめの事実について情報を確認していることを丁寧に伝える。家庭での様子などの情報を聞く。
 - ・加害生徒の保護者への連絡については、加害生徒への聞き取りの前など事例に応じて対応する。



聞き取る順番（この順番は必ず守る！）

聞き 取り

- ①被害生徒
 - ②周囲の生徒（複数対応）
 - ③加害生徒（複数対応）
- ・事実を聞き取る。この段階で指導はしない。



聞き取った事実をもとに対応を検討する。

- ・子ども同士の解決でよいか、大人が関わるべきかを検討。
- ・複数の大人が関わって対応するときには、校内いじめ対策委員会に SC など外部関係者を加える場合もある。
- ・対応については、保護者と確認する。【犯罪行為は警察に通報することも確認】



対応の 検討

※子ども同士での解決でよい場合。
話し合いで解決するように教員が支援する。

※複数の大人が関わって解決する場合。【必要に応じケース検討会議の実施】

【生徒への支援ポイント】

支援

- ①いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度で指導する。
- ②被害生徒には、安心して学校生活を送られるよう具体的に教職員が説明し支える。
- ③加害生徒の内面に抱える不安やストレスにも寄り添う。
- ④両者が前向きになれるような指導を心がける。

【保護者への対応】

指導

- ①被害生徒の保護者への調査結果の報告と今後の対応について説明をし、謝罪する。
 - ②加害生徒の保護者には、事実の丁寧な説明と今後の指導において、家庭と連携を図ることを願う。
- 【外部関係者との連携】**
- ①いじめの形態によっては、遊佐町教委、警察、児童相談所等との連携を密にする。

解消

【いじめの解消要件】

- ① いじめにかかる行為が止んでいること。相当期間（少なくとも3か月継続）していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対し、面談等により確認）。

6 重大事態への対応

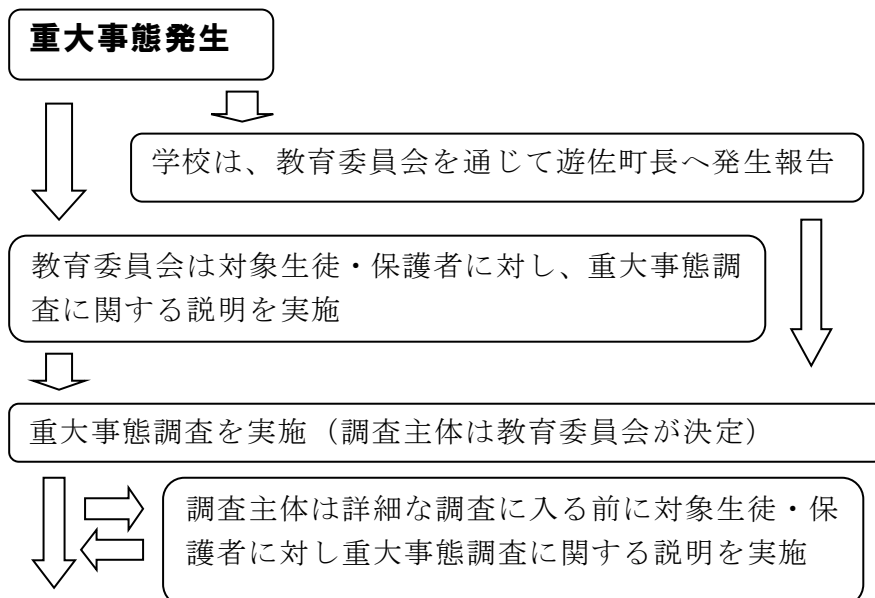
(1) 重大事態の定義

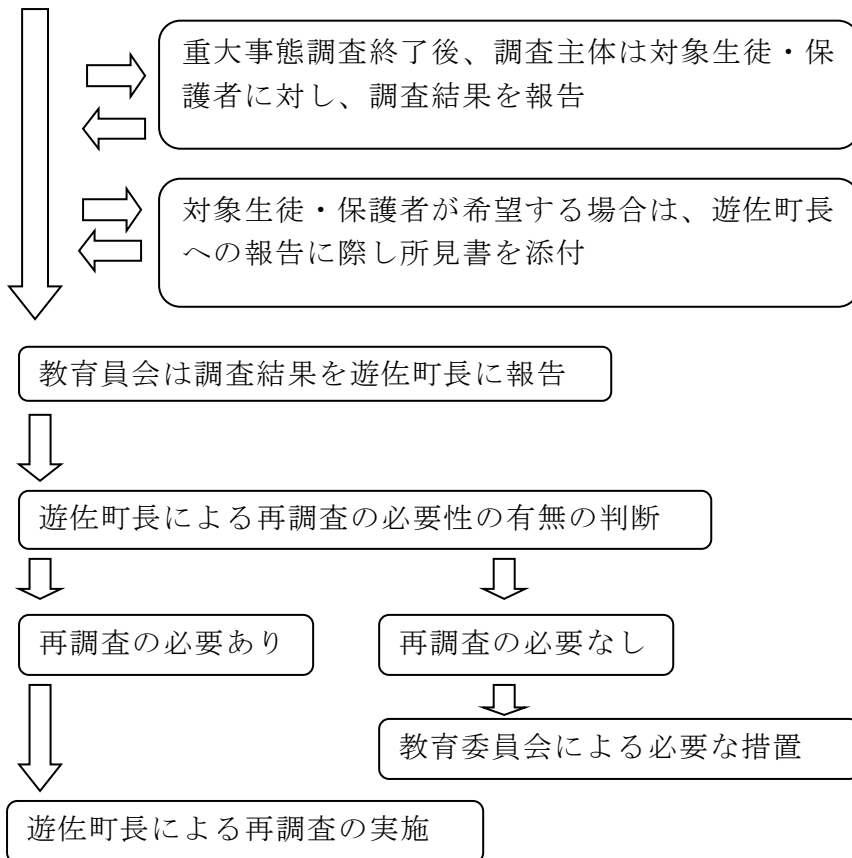
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を凶った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 不登校重大事態とされるべき事案が確実に取り扱われるよう。欠席期間が30日（目安）に到達する前から遊佐町教育委員会に報告・相談し、情報の収集と整理、事案の検討等の対応を行う。
- ③ 生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。申立てに係るいじめが起りえない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- ④ その他、上記の事案以外であっても、遊佐町教育委員会並びに学校が重大事態として対応する必要があると判断したもの。

(2) 調査委員会の構成

- ① 学校が主体となって調査する場合
いじめ対策委員会の構成員を基本に必要な応じて関係機関を加える。
- ② 遊佐町教育委員会が主体となって調査する場合
遊佐町いじめ防止基本方針の規定による。

(3) 重大事態への対応フロー





(4) 調査を行うにあたっての基本的姿勢

- ①調査には真摯な態度で取り組むこと
- ②公平・中立に調査を行うこと
- ③多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること。
- ④事実関係を元に、日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること。
- ⑤具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

(5) 第三者が調査すべき具体的ケース

- ①特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織になるよう努める。
- ②専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態。
 - ・生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ・対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態。
 - ・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態。

(6) 対象生徒・保護者への事前説明

- ①重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項
 - 重大事態の別・根拠
 - 調査の目的
 - 調査組織の構成に関する意向の確認
 - 調査事項の確認
 - 調査方法や調査対象者についての確認
 - 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
- ②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項
 - 調査の根拠、目的
 - 調査組織の構成
 - 調査時期・期間
 - 調査事項・対象
 - 調査方法
 - 調査結果の提供
 - 調査終了後の対応

7 教育相談体制といじめ防止年間計画

月	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 小学校間、学年間の情報交換記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ簿牡牛基本方針に係る共通理解、生徒についての共通理解 【職員会議】 <input type="checkbox"/> 校内研修「生徒理解」について <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会の開催 <input type="checkbox"/> 初発指導 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【PTA総会】	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・「困ったとき、どうすれば良いか」の指導を行う。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<input type="checkbox"/> 校内研修「生徒理解」について <input type="checkbox"/> 教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係の変化等について全職員が共通理解する。 ・相談技術やいじめ発見に係る能力の向上を目指す。
6月	<input type="checkbox"/> 「Q-U」の実施 <input type="checkbox"/> 「いじめ発見アンケート」の実施と分析 <input type="checkbox"/> いじめ未然防止講話 <input type="checkbox"/> 体育祭を通した人間関係作り	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見アンケートは、担任だけでなく複数の目でチェックする。
7月 8月	<input type="checkbox"/> 三者面談 <input type="checkbox"/> 職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談で担任と保護者の情報交換をしっかりと行う。 ・勝負にこだわって関係を悪化させないような配慮。
9月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の人間関係の変化を確認する。
10月	<input type="checkbox"/> 「Q-U」の実施 <input type="checkbox"/> 輝雄祭を通した人間関係作り	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい合唱を目指して活動を続ける中で、人との付き合い方や関係の築き方を学ぶ。
11月	<input type="checkbox"/> 「いじめ発見アンケート」の実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見アンケートは、担任だけでなく複数の目でチェックする。 ・人間関係に変化が起こりやすい時期なのでしっかり観察する。
12月	<input type="checkbox"/> 三者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談で保護者と担任がしっかりと情報交換をする。
1月	<input type="checkbox"/> 生徒会連絡協議会での話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ・休み明けの生徒の変化を確認する。
2月	<input type="checkbox"/> 「いじめ発見アンケート」実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見アンケートは、担任だけでなく複数の目でチェックする。
3月	<input type="checkbox"/> 卒業式、飛翔の会を通した人間関係作り <input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 進学する高校への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ。

8 校内研修

【校内研修計画】

- 4月 職員会議（「いじめ防止基本方針」の理解、生徒理解のための研修）
PTA 評議員会（「いじめ防止基本方針」の説明）
- 5月 PTA 総会（「いじめ防止基本方針」の説明）
職員研修（生徒理解）
- 6月 職員研修（6/2 工藤勇一氏による生徒指導研修）
全校道徳（全校生徒向けにいじめ未然防止講話）
- 8月 職員研修（生徒理解）
- 12月 次年度入学生保護者説明会（「いじめ防止基本方針」の説明）

9 学校評価

（1）学校評価アンケートを通して

学校評価の目的を踏まえ、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価する。さらに、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

（2）校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル

いじめ対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、並びにいじめの問題への取組が計画通りに進んでいるかのチェックや、いじめ問題への対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

10 その他

本校いじめ防止基本方針は、必要があると認められたときは見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。